

## 1 新規指定の取扱い

- 臨床研修を開始する年度の前々年度の10月31日まで（令和7年度から開始する場合、令和5年10月31日まで）に、基幹型臨床研修病院が、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の書類を含めた必要書類をとりまとめの上、都道府県に申請する。
- 都道府県は書類審査により指定要件の充足状況を確認し、地域医療対策協議会で新規指定の可否を審議する。

### 協力型臨床研修病院の指定基準

- 医療法施行規則に規定する員数の医師を有する
- 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有している
- 適切な指導体制を有している
- 研修医に対する適切な処遇を確保している
- 医療に関する安全管理のための体制を確保している等

## 2 令和5年度申請状況

### 1 申請病院（申請日：令和4年11月24日）

基幹型：東京西徳洲会病院（昭島市松原町3-1-1）病床数：一般391床、療養95床 臨床研修定員 令和6年度：2名  
《新規協力型指定申請》：武蔵野徳洲会病院（西東京市向台町3-5-48） 病床数：一般222床、療養50床

### 2 東京西徳洲会病院を基幹型とする病院群で、武蔵野徳洲会病院が臨床研修を実施する分野 内科、救急部門、外科

### 3 協力型臨床研修病院としての研修開始可能日

令和7年4月1日（令和7年度プログラムから開始）

### 4 協力型臨床研修病院の指定基準の充足状況

- 全ての指定基準を充足している
- ・ 医師数（常勤換算） 48.53人（医療法による医師の標準員数 19.79名）
  - ・ 臨床研修に必要な図書、雑誌あり、インターネットが利用できる環境あり
  - ・ 研修実施責任者、指導医の配置あり ・ 病歴管理体制、医療安全管理体制の確保あり 等

## 指定の取扱い

指定要件を充足しており、東京西徳洲会病院を基幹型とする病院群の協力型として臨床研修を実施することに問題がないため、武蔵野徳洲会病院を協力型臨床研修病院として新規指定してはどうか。